

## 大韓民国 国民年金制度の 2013 年財政検証について

## 目次

1. 国民年金制度.....	3
2. 国民年金財政の現況.....	13
3. 無拠出制年金による高齢者所得保障.....	14
4. 将来推計人口.....	17
5. 2013 年財政検証.....	24
6. 担当者後記.....	32

## 表一覧

表 1. 国民年金の保険料率.....	5
表 2. 基準所得月額の上下限額.....	5
表 3. 任意加入者に適用される国民年金の保険料率.....	7
表 4. 基本年金額算定式の記号について.....	9
表 5. 扶養家族年金の対象となる親の年齢.....	9
表 6. 生年別の受給開始年齢.....	10
表 7. 在職老齢年金の支給停止割合.....	11
表 8. 早期受給による受給割合.....	11
表 9. 国民年金の収支状況.....	13
表 10. 基礎年金制度の財政見直し.....	16
表 11. 所得認定額の算出方法見直し.....	17
表 12. 国勢調査結果と基準人口.....	18
表 13. 合計特殊出生率の前提.....	18
表 14. 平均寿命の推移.....	19
表 15. 人口千人当たり純移民の人数.....	19
表 16. 推計のための前提.....	20
表 17. 2010 年から 2060 年までの人口増減（中位前提）.....	21
表 18. 合計特殊出生率.....	24
表 19. 平均寿命.....	25
表 20. 海外からの純移民率.....	25
表 21. 経済前提.....	25
表 22. 運用利回りの前提.....	26
表 23. 加入率.....	26
表 24. 国民年金加入者うち自営業者の比率.....	26
表 25. 自営業加入者のうち保険料免除適用者の比率.....	27
表 26. 自営業加入者に係る収納率.....	27

表 27. 被用者保険適用者の収入に対する自営業加入者の収入の比率 .....	27
表 28. 財政状況 .....	28
表 29. 賦課方式の場合の保険料率 .....	29
表 30. 感度分析の結果 .....	30
表 31. 財政目標を実現するために必要となる保険料率 .....	32
表 32. 社債利回りと積立金の運用利回りとの比較 .....	32

### 図一覧

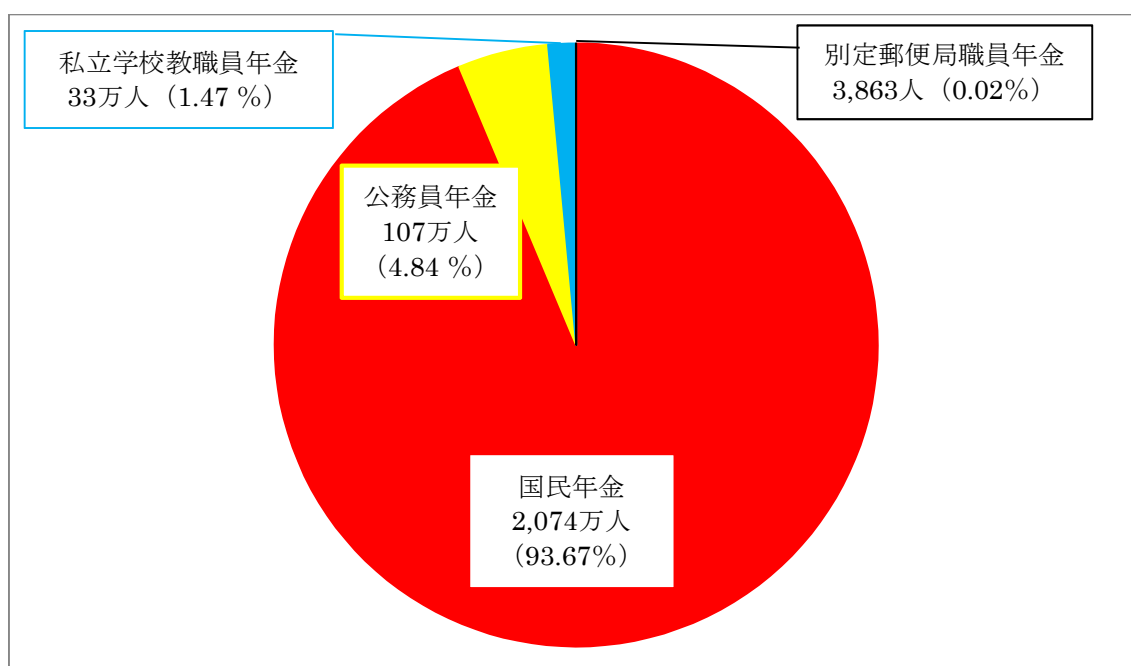
図 1. 2013 年末適用者の制度別構成割合 .....	3
図 2. 加入種別別被保険者数の推移（各年末） .....	4
図 3. 地域加入者の人数と納付例外率（各年末） .....	6
図 4. 2013 年の給付種別別給付額（総額 13 兆 1,128 億ウォン） .....	10
図 5. 年齢別老齢年金種別別 2013 年受給者の人数構成割合 .....	12
図 6. 年末資産構成割合の推移 .....	14
図 7. 基礎老齢年金の受給者人数と 65 歳以上人口に対する割合 .....	15
図 8. 前提別総人口の推移 .....	20
図 9. 年齢中位数（中位前提） .....	22
図 10. 年齢階級別人口の推移（中位前提） .....	23
図 11. 日本の年齢階級別人口の推移（参考図） .....	23
図 12. 積立金の将来見通し .....	29

## 1. 国民年金制度

### (1) 年金制度の創設

1960年創設の公務員年金〈공무원연금〉をもって、大韓民国における公的年金制度の嚆矢とする。この他、軍人年金〈군인연금〉（1963年に公務員年金から分離）、私立学校教職員年金〈사립학교 교직원연금〉（1975年創設）及び別定郵便局職員年金〈별정우체국연금〉（1982年創設）の職域年金が設立された。国民年金〈국민연금〉制度は最も遅い1988年の創設であるが、現在、ほとんど全ての労働者が適用対象となる最大の年金制度である。

図 1. 2013 年末適用者の制度別構成割合



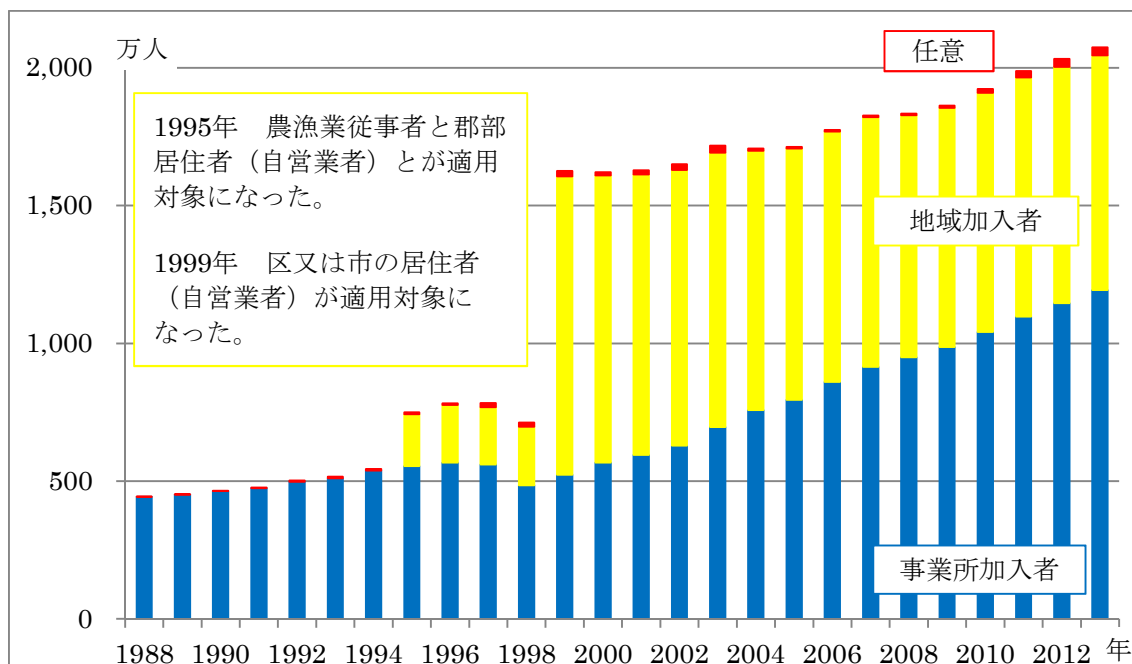
注 1. 保健福祉部「2014 보건복지통계연보〈2014年 保健福祉統計年報〉」385 ページ掲載値を用いて、独自に描画を行った。軍人年金適用者の計数記載はない。

注 2. 高安雄一「韓国の社会保障 — 「低福祉・低負担」社会保障の分析—」（学文社）41 ページに  
軍人年金は…(略)…職業軍人が対象で 17 万人が加入している  
という記述がある。

注 3. 「2010 年国勢調査」によれば、2010 年 11 月 1 日現在の 20 歳以上 60 歳未満の韓国人口は 2,916 万人、外国人を含めた総人口は 2,969 万人である。

制度創設時は、10 人以上の事業所が適用対象事業所であった。1992 年に 5 人以上の事業所が適用対象となり、順次適用が拡大されてきた。被用者として強制加入の対象となる者は事業所加入者〈사업장가입자〉であり、事業所加入者ではない強制加入の対象者（主に自営業者）は地域加入者〈지역가입자〉として管理される。

図 2. 加入種別別被保険者数の推移（各年末）



注 1. 以下の報告書から取得したデータを用いて、独自に描画を行った。

「2012년 보건복지백서〈2012年 保健福祉白書〉」362 ページ

「국민연금통계연보 2013 〈2013年 国民年金統計年報〉」22-23 ページ

注 2. 「任意」は、任意加入者と任意継続加入者とを合算した人数である。

注 3. 2003年に5人未満の事業所が適用対象になった。

## (2) 適用対象者<sup>脚注1</sup>

大韓民国に居住する18歳以上60歳未満の全ての者<sup>脚注2</sup>は、収入とは無関係に、国民年金へ強制加入の対象となる。但し、以下の者は適用除外となる。

- ア) 公務員、職業軍人、私立学校の教職員及び別定郵便局職員（職域年金の加入者）
- イ) 55歳以上60歳未満の国民年金制度の受給者（例、早期老齢年金の受給者）
- ウ) 公的年金制度の被保険者又は受給者の配偶者で収入がない者（例、専業主婦）
- エ) 18歳以上27歳未満の収入がない者（例、学生）
- オ) 国民基礎生活保障制度〈국민기초생활보장제도〉<sup>脚注3</sup>による受給者
- カ) 国民年金制度以外の公的年金制度（職域年金）の老齢給付受給者

上記のウ)からカ)までの者は、国民年金制度の任意加入者〈임의가입자〉になることができる。また、60歳到達により強制加入の対象から外れた者が、保険料〈보험료〉の最低拠出年数を満たすため又は年金給付額を増額させるために保険料拠出をつづけることを希望するのであれば、65歳に到達するまでの間、任意継続加入者〈임의계속가입자〉になることができる。

脚注1 以下のサイトを主に参照して、記述を行った。

[http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme\\_01.jsp](http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme_01.jsp)

脚注2 大韓民国に居住する18歳以上60歳未満の者であれば、外国人であっても強制加入の対象となる。但し、その者の出身国の法律が大韓民国の国民に対して国民年金に相応する制度への適用を行っていない場合は、強制加入の対象とはならない。社会保障協定を大韓民国と締結している国の出身者は、社会保障協定の定めるところによる。（国民年金公団「外国人のための国民年金案内」参照）

脚注3 1999年9月、従来の生活保護法が廃止され、国民基礎生活保障法が制定された（2000年10月1日施行）。生計給付、住居給付、教育給付等の支給を通じて、所得認定額が最低生計費に達せず、扶養義務者（一親等の直系血族及びその配偶者）から扶養を受けることができない国民の最低生活を保障している。

(3) 保険料<sup>脚注4</sup>

保険料の額は、被保険者本人の基準所得月額〈기준소득월액〉に保険料率〈보험료율〉を乗じることにより算出される。

## a. 事業所加入者

制度創設時の保険料率は3.0%であった。大韓国内の経済状況を踏まえながら徐々に引き上げられてきた。

表 1. 国民年金の保険料率

	1988年から 1992年まで	1993年から 1997年まで	1998年から 1999年3月まで	1999年4月 以降
事業所加入者	3.0%	6.0%	9.0%	9.0%
被保険者本人	1.5%	2.0%	3.0%	4.5%
事業主	1.5%	2.0%	3.0%	4.5%
退職金転換金	・	2.0%	3.0%	・
適用事業所で働いている 任意継続加入者	3.0%	6.0%	9.0%	9.0%

注 1. [http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme\\_02.jsp](http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme_02.jsp) 掲載表を参照して、独自に作表を行った。

注 2. 羅仁淑「一般国民を対象とする公的年金制度の日・韓比較」(国士館大学政経論叢 1999(3)) 181 ページに

退職金転換金は、勤労基準法第 28 条第 1 項の規定により、事業場加入者に将来支給する退職金準備金から転換される金額である。退職金転換金は、退職金を受け取る際、年金保険料として転換された金額が控除されるので、退職金転換金に相当する金額だけ退職金が先払いされたことになる。しかしこのような退職金転換金納付制度は、保険料に対する労・使均等負担原則を明確にするという名目で、1999 年 4 月 1 日から廃止され、事業場加入者の保険料は、負担金と寄与金を勤労者と使用者がそれぞれ同じ比率で負担することになった。

という記述がある。

注 3. 適用事業所で働いている任意継続加入者の保険料は、全額本人負担となる。

前年に 30 日以上働いた被保険者へ適用される基準所得月額は、前年の課税所得を用いて毎年 7 月 1 日に定められる。被保険者の課税所得月額のうち千ウォン未満の額は切り捨てられ、2014 年の場合、26 万ウォンから 408 万ウォンまでの範囲で基準所得月額が定められる。課税所得月額が 26 万ウォン未満である場合は 26 万ウォンが適用され、408 万ウォンを超える場合は 408 万ウォンが適用される。

表 2. 基準所得月額の上下限額

	2010年7月から 2011年6月まで	2011年7月から 2012年6月まで	2012年7月から 2013年6月まで	2013年7月から 2014年6月まで	2014年7月から 2015年6月まで
下限額	23 万ウォン	23 万ウォン	24 万ウォン	25 万ウォン	26 万ウォン
上限額	368 万ウォン	375 万ウォン	389 万ウォン	398 万ウォン	408 万ウォン

注 1. 以下の資料を参照して、独自に作表を行った。

「2012년 보건복지백서」363 ページ掲載表

[http://www.mw.go.kr/front\\_new/al/sal0301vw.jsp?PAR\\_MENU\\_ID=04&MENU\\_ID=0403&CONT\\_SEQ=299508&page=1](http://www.mw.go.kr/front_new/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&CONT_SEQ=299508&page=1)

注 2. 基準所得月額の範囲は、毎年 7 月 1 日に定められる。

脚注4 以下のサイトを主に参照して、記述を行った。

[http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme\\_02.jsp](http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme_02.jsp)

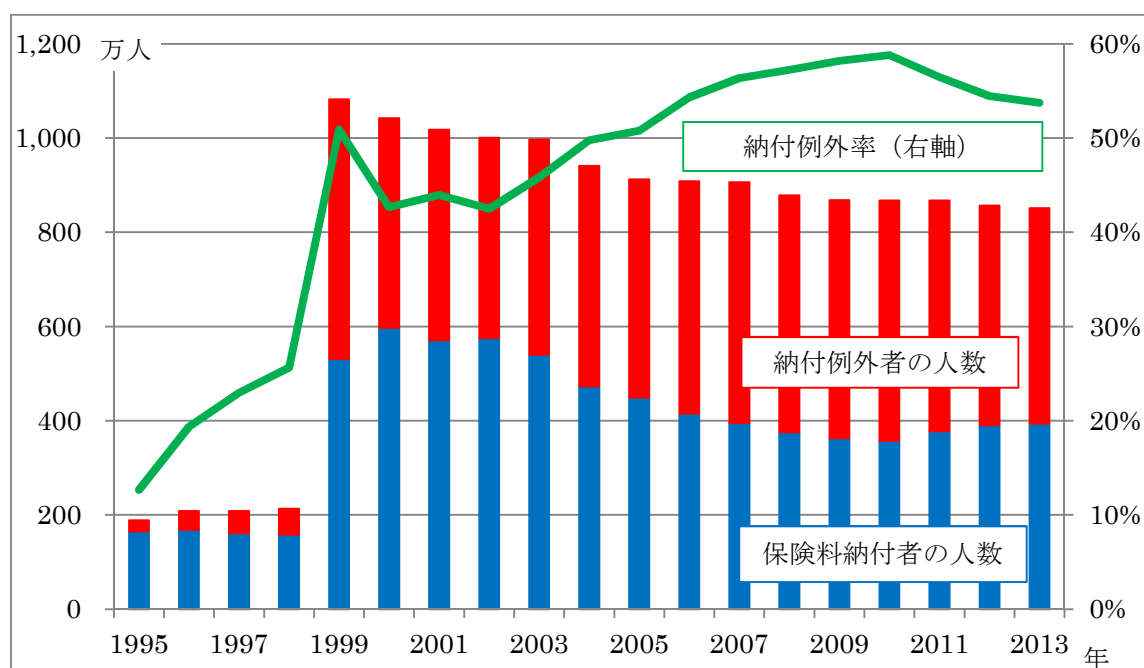
## b. 地域加入者

地域加入者と60歳以上の地域加入者として任意継続加入者になっている者との保険料率は、1995年7月から2000年6月までは3.0%であり、2000年7月以降は1年ごとに1%の引上げとなり、2005年7月以降は9.0%となった。地域加入者の保険料は、全額本人負担となる。

基準所得月額は、農林漁業所得、事業所得、勤労所得及び不動産賃貸収入等を合計した金額を申告し、申告額の千ウォン未満の額は切り捨てられて定められる。将来、より多くの年金を得るために、実際の収入よりも高い額を申告することは可能であるが、低い額を申告することはできない。基準所得月額の上下限額は、事業所加入者と同じである。

業務終了、失業又は何らかの事故に巻き込まれる等により保険料支払いが難しい場合は、納付例外(납부예외)申請を行うことができる。納付例外申請により、国民年金加入をつづけながら保険料支払い免除が認められる。国民年金加入をつづけているため、納付例外期間に被保険者に障害発生又は死亡が生じたのであれば、障害年金又は遺族年金の受給が可能となる。一方、年金額算定の際には納付例外期間は考慮されないため、年金額が低くなることを生じさせる。2013年末の地域加入者に対する納付例外率(납부예외율)は53.7%であり、地域加入者のうち半数以上の者が納付例外の対象となっている。

図 3. 地域加入者の人数と納付例外率 (各年末)



注 1. 以下の報告書から取得したデータを用いて、独自に描画を行った。

「국민연금통계연보 2004 (2004年 国民年金統計年報)」22-23 ページ

「국민연금통계연보 2013」22-23 ページ

注 2. 地域加入者は保険料納付者と納付例外者とからなる。納付例外率については、 $100 \times \text{納付例外者の人数} \div (\text{保険料納付者の人数} + \text{納付例外者の人数})$ を独自に計算して得た。

c. 任意加入者<sup>脚注5</sup>

任意加入者に適用される国民年金の保険料率は1988年から1999年3月までは事業所加入者に適用される保険料率と同じ水準であり、1999年4月からは地域加入者に適用される保険料率と同じ水準になった。

任意加入者の基準所得月額には、中位数基準所得月額〈중위수 기준소득월액〉(地域加入者の所得のうち、中位数に該当する所得として定められる。2010年7月以降、99万ウォン。<sup>脚注6</sup>)の額が用いられる。任意加入者の申告により、中位数基準所得月額よりも高い額の適用が可能である。

表 3. 任意加入者に適用される国民年金の保険料率

1988年から1992年まで	3.0%
1993年から1997年まで	6.0%
1998年1月から1999年3月まで	9.0%
1999年4月から2000年6月まで	3.0%
2000年7月から2001年6月まで	4.0%
2001年7月から2002年6月まで	5.0%
2002年7月から2003年6月まで	6.0%
2003年7月から2004年6月まで	7.0%
2004年7月から2005年6月まで	8.0%
2005年7月以降	9.0%

注. [http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme\\_02.jsp](http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme_02.jsp) 掲載表を引用。

## d. みなし保険料納付済期間

出産を行った場合又は兵役義務を果たした場合に、みなし保険料納付済期間が認定される。

## ア) 出産クレジット〈출산크레딧〉

被保険者又はその配偶者が2008年1月以降に少なくとも1回の出産を行い、2人以上の子供がいる場合<sup>脚注7</sup>には、子供の合計人数に応じてみなし保険料納付済期間が認定される。合計人数が2人の場合は12か月、3人30か月、4人48か月、5人以上50か月の月数がみなし保険料納付済期間として認定される。当該期間の基準所得月額として、国民年金の加入者全体の基準所得月額の平均値を受給開始直前3年分について平均した値が用いられる。

出産クレジットにより必要となる費用の全部又は一部を、国が負担する。

## イ) 軍服務クレジット〈군복무크레딧〉

2008年1月以降に入隊し、正規の兵役義務を履行した者には、6か月のみなし保険料納付済期間が認定される。<sup>脚注8</sup>当該期間の基準所得月額として、国民年金の加入者全

<sup>脚注5</sup> 適用事業所で働いている任意継続加入者又は地域加入者として任意継続加入者となった者以外の任意継続加入者への保険料賦課の方法は、任意加入者と同じである。

<sup>脚注6</sup> [http://www.nps.or.kr/jsppage/info/easy/easy\\_02\\_05.jsp](http://www.nps.or.kr/jsppage/info/easy/easy_02_05.jsp)

<sup>脚注7</sup> 夫婦ともに国民年金の被保険者である場合は、どちらか一方の被保険者に対して認定が行われる。一人一人に、みなし保険料納付済期間の2分の1の期間を認定することもある。

<sup>脚注8</sup> 但し、兵役義務の全部又は一部の期間が公務員年金等の他の公的年金の期間に算入される場合は、みなし保険料納

体の基準所得月額の平均値を受給開始直前3年分について平均した値の半額が用いられる。

軍服務クレジットにより必要となる費用の全部を、国が負担する。

#### (4) 老齢給付<sup>脚注9</sup>

##### a. 年金額の算定方法

基本年金額〈기본연금액〉に給付種別別に定める率を乗じた額に扶養家族年金額〈부양가족연금액〉を加えて、年金額は定まる。

年金額 = 給付種別別に定める率 × 基本年金額 + 扶養家族年金額

基本年金額の算定式は、以下の通りである。

基本年金額

$$= \{2.4 \times (A + 0.75B) \times P_1/P + 1.8 \times (A + B) \times P_2/P + 1.5 \times (A + B) \times P_3/P + 1.485 \times (A + B) \times P_4/P + \dots + 1.215 \times (A + B) \times P_{22}/P + 1.2 \times (A + B) \times P_{23}/P + X \times (A + A) \times C/P + X \times (A + A/2) \times 6/P\} \times (1 + 0.05n/12)$$

A 国民年金の加入者全体の基準所得月額の平均値を受給開始直前3年分について平均した値<sup>脚注10</sup>

B 被保険者の保険料納付済全期間の基準所得月額の平均値。各年の基準所得月額は年度ごとに定められる再評価率〈재평가율〉<sup>脚注11</sup>により受給開始となる前年の価格に再評価された後に、平均値は計算される。

P 被保険者の保険料納付済の全月数。老齢年金の額を計算する場合のみ、出産クレジット及び軍服務クレジットを含む。

n 保険料納付済期間が20年以上ある被保険者の20年超過分の月数。老齢年金の額を計算する場合のみ、出産クレジット及び軍服務クレジットを含む。

X 出産クレジット又は軍服務クレジットにより、保険料納付義務を履行したとみなされる月が属する期間（2008年以降の年）により定まる乗数。表4に示す乗数を参照すること。

C 出産クレジットにより認められたみなし保険料納付済月数。12、30、48又は50か月のいずれかが当てはまる。但し、夫婦で出産クレジットの分割を行う場合は、6、15、24又は25か月のいずれかとなる。

付済期間として認定されない。また、兵役義務期間中に6か月以上の国民年金保険料納付を行っている場合は、認定されない。保険料納付月数が6か月未満の場合は、6か月から納付月数を控除して認定される。

<sup>脚注9</sup> 以下のサイトを主に参照して、記述を行った。

[http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme\\_03.jsp](http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme_03.jsp)

<sup>脚注10</sup> 以下「A値」という。2014年4月から2015年3月までの間に受給開始となる者へ適用されるA値は1,981,975ウォンである。

<sup>脚注11</sup> 新規裁定者の年金額算定に際しては、保険料納付時点から年金受給開始までの間の物価及び所得の変動分を反映して設定された再評価率を乗じて、各年度の基準所得月額を用いる。例えば、2014年4月から2015年3月までの間に受給開始となる者が1988年度に月額1,000千ウォンの所得を得ていた場合、1988年度に対する再評価率は5.292であるため、月額5,292千ウォンの所得を得ているとみなされ、年金額計算が行われる。以下のサイトを参照している。

[http://www.nps.or.kr/jsppage/business/busi/easy\\_04\\_01.jsp](http://www.nps.or.kr/jsppage/business/busi/easy_04_01.jsp)

既裁定者については、統計庁で告示した前年度の全国消費者物価の変動に基づき、毎年度の年金額を引き上げる。

(「2014 네티즌이 궁금해하는 국민연금 100문 100답」65参照)



表 4. 基本年金額算定式の記号について

	1988年から 1998年まで	1999年から 2007年まで	2008年から2027年まで	2028年 以降
保険料納付済期間の月数(注2)	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>	P <sub>3</sub> … P <sub>22</sub> (注3)	P <sub>23</sub>
乗数	2.4	1.8	2008年1.5から、毎年0.015ずつ引き下げて、2027年1.215になる。(注4)	1.2
所得代替率(注5)	70%	60%	2008年50%から、毎年0.5%ずつ引き下がり、2027年40.5%になる。	40%

注1. 以下のサイト掲載資料を参照して、独自に編集の上、作表を行った。

[http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme\\_03.jsp](http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme_03.jsp)

注2. 「保険料納付済期間の月数」の行の記号は、表頭に示す期間に生じる保険料納付義務を履行した場合の納付済期間の月数を意味する。

注3. 2008年に生じる保険料納付義務を履行した場合の納付済期間の月数はP<sub>3</sub>、2009年に対応する月数はP<sub>4</sub>、…、2027年に対応する月数はP<sub>22</sub>にて示される。

注4. m (2008 ≤ m ≤ 2027) 年の乗数は「1.5 - 0.015 × (m - 2008)」として表現される。

注5. 40年間 (n=240) 保険料納付を行った、A=Bが成立する被保険者を仮定して算定されたものである。

1988年から1998年まで  $2.4 \times (B + 0.75B) \times (1 + 0.05 \times 240/12) \div 12 = 0.7B$

1999年から2007年まで  $1.8 \times (B + B) \times (1 + 0.05 \times 240/12) \div 12 = 0.6B$

2008年から2027年まで  $\{1.5 - 0.015 \times (m - 2008)\} \times (B + B) \times (1 + 0.05 \times 240/12) \div 12$   
 $= \{0.5 - 0.005 \times (m - 2008)\} B$

2028年以降  $1.2 \times (B + B) \times (1 + 0.05 \times 240/12) \div 12 = 0.4B$

扶養家族年金は、受給者により生活が維持されている配偶者、子又は親がいる場合に追加的になされる給付である。2014年4月から2015年3月までの間に適用される扶養家族年金額は、配偶者244,690ウォン、18歳未満又は障害等級2級以上に該当する子ども1人当たり163,090ウォン及び60歳以上又は障害等級2級以上に該当する親1人当たり163,090ウォンである。扶養家族年金の支給要件である親の年齢は、表5に示す通り、引き上げられている。

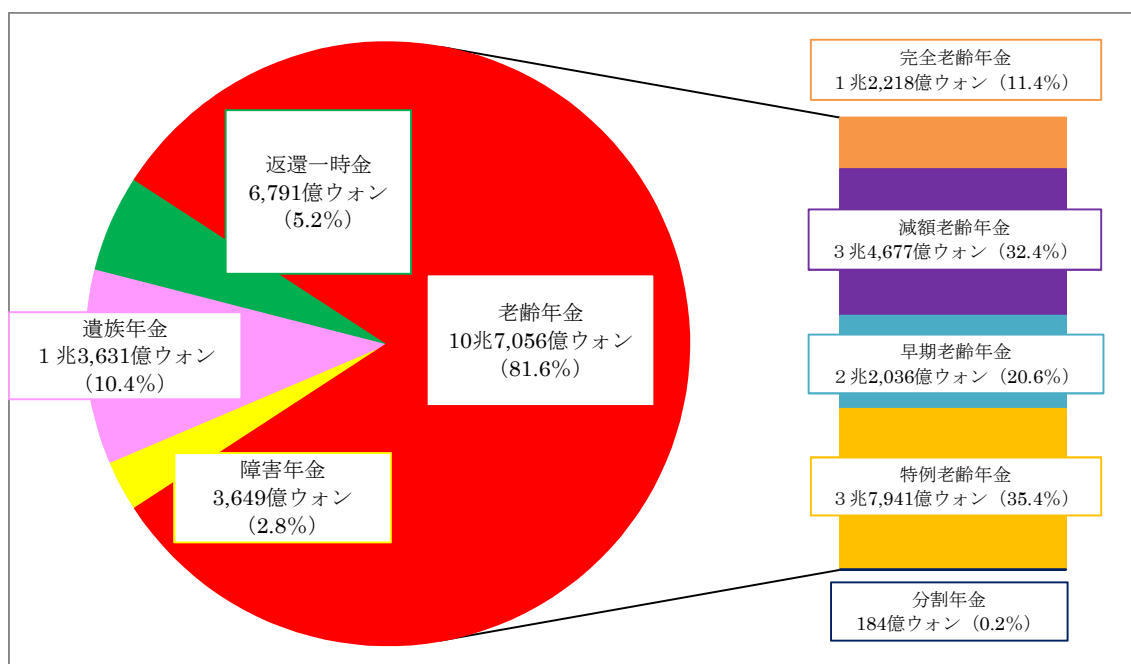
表 5. 扶養家族年金の対象となる親の年齢

親の生年	1952年以前	1953年から 1956年まで	1957年から 1960年まで	1961年から 1964年まで	1965年から 1968年まで	1969年以降
対象となる年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

注. 以下のサイト掲載資料を参照して、独自に作表を行った。

[http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme\\_03.jsp](http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme_03.jsp)

図 4. 2013 年の給付種別別給付額（総額 13 兆 1,128 億ウォン）



注 1. 「국민연금통계연보 2013」 34-37 ページ掲載値及び 188-189 ページ掲載値を用いて、独自に描画を行った。  
 注 2. 障害年金には障害一時金が含まれ、遺族年金には死亡一時金が含まれる。  
 注 3. 円グラフのラベルにある括弧内の数値は給付総額に対する構成割合であり、老齢年金の内訳を示す棒グラフのラベルにある括弧内の数値は老齢年金総額に対する構成割合である。

b. 老齢年金 (노령연금)

老齢年金は、保険料納付済期間が 10 年以上ある者へ支払われる。保険料納付済期間が 20 年以上ある者へ支払われる年金は完全老齢年金 (완전노령연금)、10 年以上 20 年未満の者へ支払われる年金は減額老齢年金 (감액노령연금) と便宜上分類される。

完全老齢年金の給付種別別に定める率は 1 である。減額老齢年金の定める率は 0.5 であり、期間が 1 年増えるごとに定める率は 0.05 増す。

表 6. 生年別の受給開始年齢

生年	老齢年金	早期老齢年金	分割年金
1952 年以前	60 歳 (2012 年以前)	55 歳	60 歳
1953 年から 1956 年まで	61 歳 (2014 年から 2017 年まで)	56 歳	61 歳
1957 年から 1960 年まで	62 歳 (2019 年から 2022 年まで)	57 歳	62 歳
1961 年から 1964 年まで	63 歳 (2024 年から 2027 年まで)	58 歳	63 歳
1965 年から 1968 年まで	64 歳 (2029 年から 2032 年まで)	59 歳	64 歳
1969 年以降	65 歳 (2034 年以降)	60 歳	65 歳

注 1. 以下のサイト掲載資料を参照して、独自に編集の上、作表を行った。  
[http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme\\_03.jsp](http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme_03.jsp)  
 注 2. 表側に示す期間に生まれた者の、表頭に示す種別の年金の受給開始年齢を示している。  
 注 3. 「老齢年金」欄に括弧内に示されている期間は、表側に示す期間に生まれた者が老齢年金の受給開始年齢に達する期間を示している。例えば、2014 年に 1953 年生まれの場合は 61 歳に到達し、2017 年に 1956 年生まれの場合は到達

することを踏まえて「2014年から2017年まで」と記している。

老齢年金受給者が所得のある業務に従事<sup>脚注12</sup>した場合、「受給開始年齢+5歳」になるまでは減額されて在職老齢年金（재직자노령연금）として受給が可能である。表7に示すように受給者の年齢に応じて、支給停止割合は変化する。「受給開始年齢+5歳」以降は全額受給が可能である。

表7. 在職老齢年金の支給停止割合

受給者の年齢	受給開始年齢	受給開始年齢+1歳	受給開始年齢+2歳	受給開始年齢+3歳	受給開始年齢+4歳
支給停止割合	50%	40%	30%	20%	10%

注. [http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme\\_03.jsp](http://english.nps.or.kr/jsppage/english/scheme/scheme_03.jsp) 掲載表を参照し、受給開始年齢引上げに対応した表とするために、独自に作表を行った。

受給開始年齢到達時に年金受給を開始するのではなく、受給開始を遅らせた場合は、1回に限り最大5年間の延期申請をすることができる。繰下げ1か月ごとに定める率へは0.006（1年で0.072）が加算される。

#### c. 早期老齢年金（조기노령연금）

保険料納付済期間が10年以上あり、所得のある業務に従事していない者は、老齢年金の受給開始年齢の5年前から申請を行い、申請した月の翌月から早期老齢年金として受給が可能である。早期受給による減額の程度<sup>脚注13</sup>は、老齢年金の受給開始年齢からの前倒し期間で定まり、1か月の前倒しにより0.005ずつの減額となる。

表8. 早期受給による受給割合

受給開始時の年齢	受給開始年齢-5歳	受給開始年齢-4歳	受給開始年齢-3歳	受給開始年齢-2歳	受給開始年齢-1歳
受給割合	70%	76%	82%	88%	94%

注1. 「2014 네타즌이 궁금해하는 국민연금 100문 100답（2014年版 国民年金100問100答）」77を参照し、受給開始年齢引上げに対応した表とするために、独自に作表を行った。

注2. 受給開始年齢からの受給を100%とした場合の早期受給による受給割合を示している。

早期老齢年金を受給している者が受給開始年齢前に所得のある業務に従事した場合、早期老齢年金は支給停止となり、国民年金の適用対象<sup>脚注14</sup>となる。老齢年金の受給開始年齢到達前に所得のある業務に従事なくなる、又は受給開始年齢に到達した場合の早期老齢年金の額は、

<sup>脚注12</sup> 所得がある業務に従事するとは、事業所得と勤労所得とを合算した金額を月額として評価し、この額がA値を超えるような業務に従事することである。

<sup>脚注13</sup> 早期老齢年金の定める率を決定する。

<sup>脚注14</sup> 国民年金法第66条第1項の規定により早期老齢年金の支給が停止されている者は、適用除外の者から除かれる。

ア) 支給停止前後の保険料納付済期間を合算し、  
 イ) 年金受給再開時の年齢に対応した受給割合から  $0.005 \times$  既受給月数で定まる率を控除して得られた率を新しい受給割合とする  
 ことにより、算定される。但し、この方法により算定された額が支給停止前の額を下回る場合は、支給停止前の額のままになる。

d. 特例老齢年金 (특례노령연금)

経過措置により、制度導入時点における誕生日を考慮して、10年以上の納付期間がなくても5年以上の期間がある者へ特例老齢年金が支払われる。

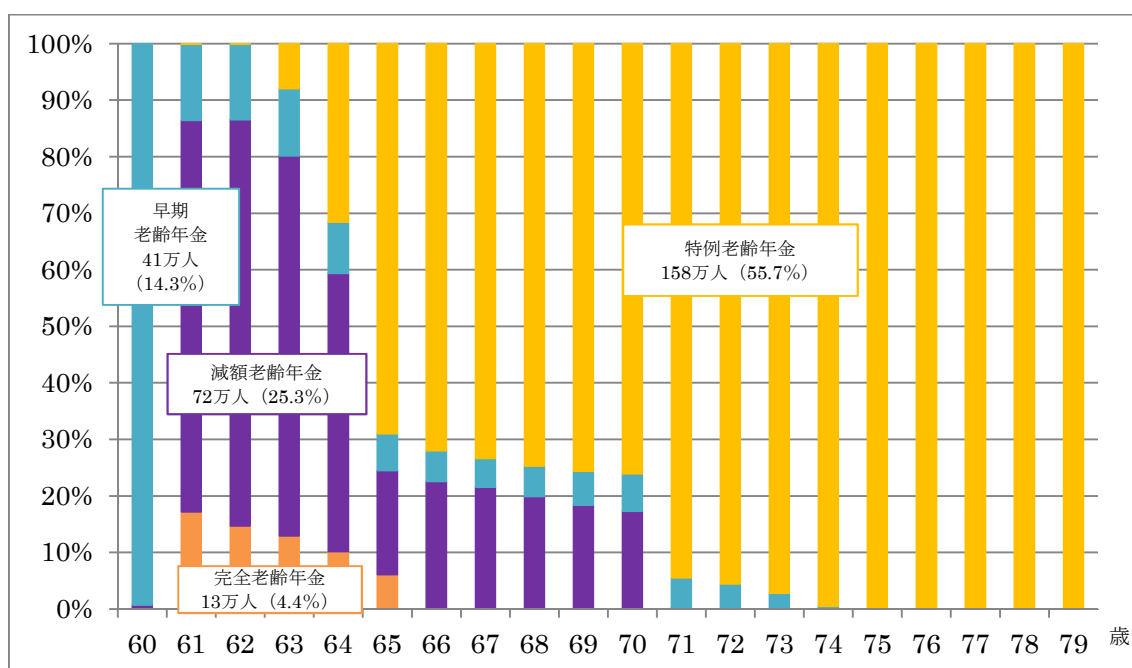
納付期間が5年である者に対する定める率は0.25であり、期間が1年増えるごとに定める率は0.05増す。

e. 分割年金 (분할연금)

国民年金の被保険者であった者と5年以上の婚姻期間を経て離婚した場合、以下の条件が全て満たされるのであれば、婚姻期間<sup>脚注15</sup>に対応した分割年金が支払われる。

- ア) 離婚していること
- イ) 被保険者であった者が老齢年金を受給していること
- ウ) 分割年金の申請者が受給開始年齢に到達していること

図 5. 年齢別老齢年金種別別 2013 年受給者の人数構成割合



注 1. 高安雄「韓国の社会保障 — 「低福祉・低負担」社会保障の分析 —」57 ページ掲載図を参照し、「국민연금통계연보 2013」掲載値を用いて、独自に描画を行った。「국민연금통계연보 2013」には、2013 年のどの時点の統計値であるかの明記はない。

年齢別の完全老齢年金、減額老齢年金、早期老齢年金及び特例老齢年金の年齢別受給者数の構成割合を示している。

注 2. 2013 年の老齢年金受給者の総数は 284 万人であり、うち分割年金受給者の人数は 9,835 人である。

脚注15 婚姻期間中の保険料納付により生じる年金の半分の額が分割年金として支払われる。

注 3. ラベルに記す受給者の人数は、各種別の全体の受給者である。横軸に示されていない年齢の受給者人数も含む。括弧内の数値は高齢年金受給者総数に対する構成割合である。

## 2. 国民年金財政の現況

### (1) 財政状況

2009年から2013年までの国民年金の収支状況は、表9に示す通りである。現時点では収入超過となっており、収支差は積み立てられている状態がつづいているが、2013年財政検証では、表28に示す通り2060年に積立金は枯渇するという結果が得られている。

表 9. 国民年金の収支状況

(金額の単位：10億ウォン)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
収入 ①	32,350	38,621	41,181	44,925	46,130
保険料	23,858	25,285	27,435	30,128	31,907
運用収入	8,473	13,326	13,732	14,787	14,211
支出 ②	7,915	9,081	10,312	12,068	13,641
給付費	7,472	8,635	9,819	11,551	13,113
収支差 ①－②	24,435	29,540	30,869	32,857	32,489
年末積立金 ③	262,185	291,725	322,594	355,451	387,940
年末積立金（時価）	277,642	323,991	348,868	391,968	426,955
積立水準 前年③÷①	30.0	28.9	28.3	26.7	26.1

注. 国民年金公団 “Annual Report 2013 Fund Management of National Pension” 69ページ掲載表を参照して、独自に作表を行った。

### (2) 積立金の運用

積立金の額は、国民年金制度創設の1988年末には5,279億ウォンであったが、2013年末には426兆9,545億ウォンになった。2003年末には100兆ウォンを超え、2007年末に200兆ウォン、2010年末には300兆ウォンを超えた。2013年末の資産構成割合は国内債券56.1%、国内株式19.7%、外国債券4.3%、外国株式10.4%、オルタナティブ9.4%となっている。(図6参照)

1988年から2004年までは、公的部門〈공공부문〉への預託がなされていた。<sup>脚注16</sup>1988年から2004年までの公的部門の平均的な利回りは9.38%<sup>脚注17</sup>である。積立金総額に対する公的部門への預託額の割合は1988年末54.6%から1998年末71.1%で最大になり、2004年末には4.8%まで減少した。

1991年以降、福祉部門〈복지부문〉の貸付け業務に利用されている。<sup>脚注18</sup>1988年から2013年までの福祉部門の平均的な利回りは6.95%<sup>脚注19</sup>である。積立金総額に対する福祉部門での貸付額の割合は1991年末3.6%であり、2001年以降は1%に満たない水準で推移し

<sup>脚注16</sup> 国民年金財政の持続可能性を損なわない点に留意しつつ、国内経済状況を踏まえ、公的目的（国債買取り、農漁民への助成や公共施設整備など）への預託を行っていた。公的資金管理基本法〈공공자금관리기본법〉改正により、公共部門への預託は2005年に廃止された。「국민연금통계연보 2013」349ページより。

<sup>脚注17</sup> “Annual Report 2004 on National Pension Fund Management” 33ページ

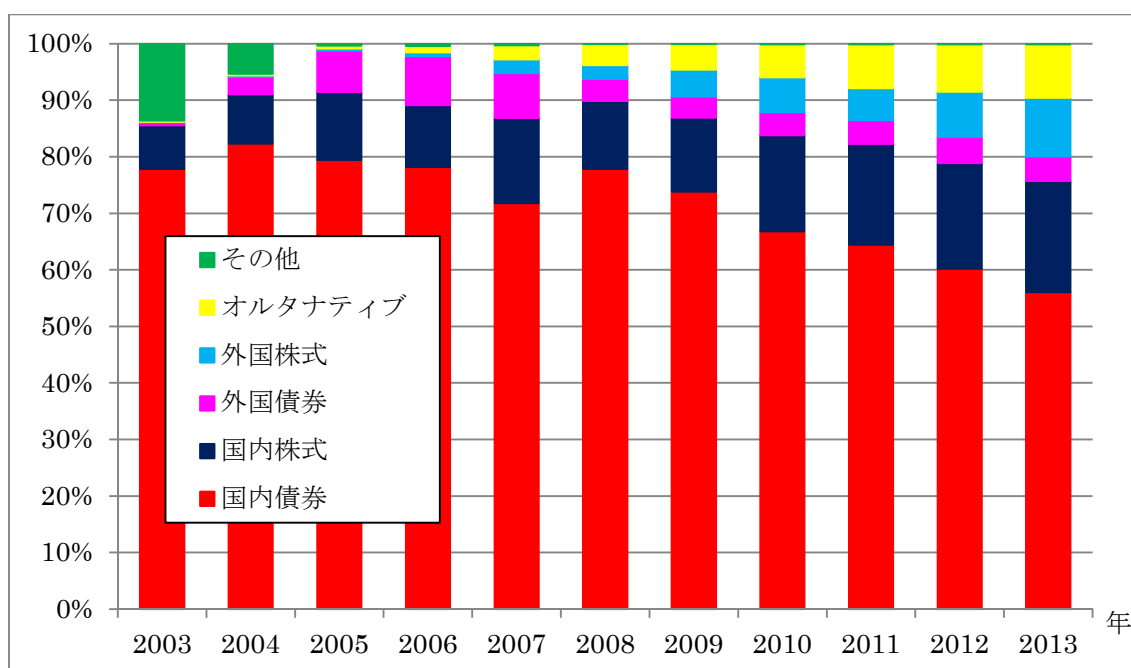
<sup>脚注18</sup> 被保険者の福利厚生のため、資金貸与や福祉施設整備を行う。例えば、生活安定のための資金貸与、老人福祉施設や保育施設への資金貸与、福祉タウン〈복지타운〉設立を行う。「국민연금통계연보 2013」349ページより。

<sup>脚注19</sup> “Annual Report 2013 Fund Management of National Pension” 37ページ

ている。

金融部門〈금융부문〉では、債券や株式による投資がなされており、2002年にはオルタナティブ投資も開始された。1988年から2013年までの金融部門の平均的な利回りは6.20%である。積立金総額に対する金融部門への投資額の割合は1988年末45.4%であったが、公的部門への預託が廃止になった2005年以降は、ほぼ全額が金融部門への投資額である。

図 6. 年末資産構成割合の推移



注 1. 国民年金公団“Annual Report 2008 National Pension Fund Management”101 ページ掲載表及び“Annual Report 2013 Fund Management of National Pension”70 ページ掲載表を参照して、独自に描画を行った。

注 2. 短期資金は国内債券に含まれる。公的部門への預託額や福祉部門での貸付額は、その他に含まれる。

### 3. 無拠出制年金による高齢者所得保障

国民年金制度が施行されたものの年齢要件により加入できない者がいた。また、施行後の期間が短いことから、受給者は高齢者の30%だけ、平均年金月額も約31万ウォンに留まっており、高齢者所得保障として十分ではないのが実情である。<sup>脚注20</sup>

#### (1) 基礎老齢年金制度の導入前<sup>脚注21</sup>

低所得の高齢者所得保障の一環として、1991年から70歳以上の生活保護〈생활보〉対象者へ老齢手当〈노령수당〉の支給が開始された。これを65歳以上に拡大し、発展させたものが無拠出制の敬老年金〈경로연금〉である。敬老年金制度は1998年7月1日施行であり、低所得の施行日時点65歳以上の者（1933年7月1日以前に生まれた者）も支給対象であった。

<sup>脚注20</sup> 「2013년 보건복지백서」388 ページを参照して、この一文の記述を行った。

2013年の65歳以上の老齢年金受給者は181万人であり、65歳以上人口の29%に相当する。また、老齢年金の平均年金月額は31.4万ウォンであり、65歳以上の者については25.4万ウォンである。

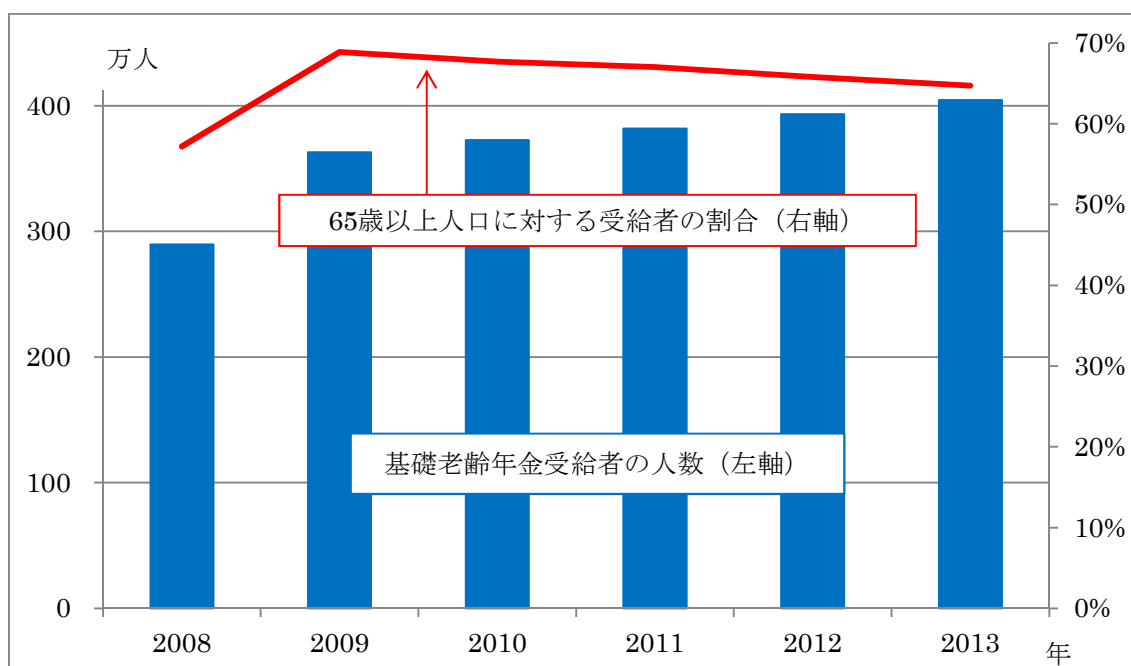
<sup>脚注21</sup> <http://www.archives.go.kr/next/search/listSubjectDescription.do?id=000339> 参照

## (2) 基礎老齢年金

2008年1月に基礎老齢年金〈기초노령연금〉制度が導入されたことにより、敬老年金は廃止になった。

2008年1月から6月までは70歳以上の高齢者のうち所得認定額〈소득인정액〉<sup>脚注22</sup>の下位60%に相当する者を対象に、2008年7月からは70歳以上を65歳以上に改め、2009年1月からは65歳以上の高齢者のうち所得認定額の下位70%に相当する者を対象に支給することとして、段階的に対象者を拡大してきた。

図 7. 基礎老齢年金の受給者人数と 65 歳以上人口に対する割合



注 1. 以下の報告書から取得したデータを用いて、独自に描画を行った。

「통계로 본 2012년 기초노령연금〈統計で見る 2012年基礎老齢年金〉」6ページ

「2014 보건복지통계연보」406ページ

注 2. 各年末現在の状況を示している。

配偶者の有無に応じて単独世帯<sup>脚注23</sup>又は夫婦世帯に区分し、所得認定額が選定基準額〈선정기준액〉<sup>脚注24</sup>を下回る世帯へ基礎老齢年金は支給された。夫婦のうち1人が65歳以上であり、他方が65歳未満である場合は、夫婦世帯の選定基準額が適用となるものの年金は65歳以上の高齢者のみへの支給となり、単独世帯を基準に1人分の支給がなされた。65歳未満の配偶者が65歳に到達すると、夫婦世帯を基準に2人分の支給がなされた。

2014年の選定基準額は配偶者がいない場合は月額87万ウォン、配偶者がいる場合は月額139.2万ウォンである。

老齢基礎年金の支給額は、国民年金の加入者全体の基準所得月額を直近3年分

<sup>脚注22</sup> 所得評価額と所得の額として換算した財産の額との合算額により決定される。所得及び財産の評価に当たっては、高齢者夫婦の所得及び財産に基づいて評価が行われる。配偶者がいない場合は、基礎老齢年金の申請者本人の所得及び財産が評価される。配偶者がいる場合には、申請者本人と配偶者との所得及び財産が評価される。

(<http://blog.bokjiro.go.kr/344> より)

<sup>脚注23</sup> 単独世帯とは配偶者がいない状態を意味し、子供や配偶者との実際の同居の有無とは無関係である。

<sup>脚注24</sup> 所得認定額の下位70%に相当する者が支給対象となるように、選定基準額は定められた。

について平均した値である A 値の 5% に相当する金額<sup>脚注25</sup>を基準にしており、2014 年度<sup>脚注26</sup>の場合、単独世帯月額 9.91 万ウォン、夫婦世帯月額 15.86 万ウォン<sup>脚注27</sup>である。所得認定額が、単独世帯 79 万ウォン未満又は受給者 1 人の夫婦世帯 131.2 万ウォン未満の場合に 9.91 万ウォン、受給者 2 人の夫婦世帯 127.2 万ウォン未満の場合に 15.86 万ウォンの支給がなされており、所得認定額が選定基準額に近付くにつれ基礎老齢年金の支給額は減少した。<sup>脚注28</sup>

### (3) 基礎年金

2014 年 7 月に基礎年金 (기초연금) 制度が導入されたことにより、基礎老齢年金制度は廃止になった。

韓国政府は多くのシミュレーションと詳細な検討を行った上で政府案を作成した。2013 年 9 月 25 日に基礎年金制度の導入計画を発表、2013 年 11 月 25 日に法案を国会へ提出し、修正を経て 2014 年 5 月 2 日に基礎年金法は成立した。

表 10. 基礎年金制度の財政見通し

(単位: 兆ウォン)

	2015 年	2016 年	2017 年	2040 年	2060 年
基礎老齢年金制度維持の場合	6.12	7.14	8.38	111.63	263.77
基礎年金制度当初案	10.25	10.86	11.44	99.83	227.98
基礎年金制度	10.33	10.95	11.54	100.03	228.83

注. 以下のサイト掲載表を引用。

[http://english.mw.go.kr/front\\_eng/al/sal0101vw.jsp?PAR\\_MENU\\_ID=1002&MENU\\_ID=100201&page=1&CONT\\_SEQ=300709](http://english.mw.go.kr/front_eng/al/sal0101vw.jsp?PAR_MENU_ID=1002&MENU_ID=100201&page=1&CONT_SEQ=300709)

高級住宅に居住しながら基礎老齢年金の支給対象となる者がいる一方で、勤労所得者が支給対象から除外される問題を改善するために、基礎年金制度では所得認定額の算出方法が見直された。所得認定額が月額の所得評価額 (소득평가액) と所得月額として換算した財産の額との合算額により決定される点は基礎老齢年金と同様であるが、表 11 に示すような見直しが行なわれている。

基礎年金は、65 歳以上の高齢者のうち所得認定額の上位 30% を除いた者を対象<sup>脚注29</sup>とし、対象者のうち 90% へ基準年金額 (기준연금액) <sup>脚注30</sup>が支給されるように設計されている。扶養家族年金額を除いた国民年金老齢給付額が 30 万ウォンを下回る者<sup>脚注31</sup>等が基準年金額の算定対象者となっているが、これに該当しない者に対しては、国民年金又は通算制度による受給額に応じて個別に基礎年金の額を算定する。算定された基礎年金の額から、世帯

<sup>脚注25</sup>  $0.05 \times 2014$  年度の A 値 1,981,975 ウォン = 99,098.75 ウォン → 99,100 ウォン

<sup>脚注26</sup> 2014 年 7 月に基礎年金制度が導入されたことにより基礎老齢年金制度は廃止になっているため、2014 年 4 月から 6 月までに適用となっていた額である。

<sup>脚注27</sup> 夫婦世帯 158,600 ウォンは、夫婦 2 人 (受給者 2 人) で受給する場合の額である。1 人当たり額は、受給者 1 人の場合の 8 割相当の額になる。

$0.8 \times 2 \times 99,100$  ウォン = 158,560 ウォン → 158,600 ウォン

<sup>脚注28</sup> <http://blog.bokjiro.go.kr/344> に所得認定額と支給額との関係を示した一覧表が掲載されている。

<sup>脚注29</sup> 2014 年 7 月から 12 月までの選定基準額は基礎老齢年金と同じである。2015 年の選定基準額は配偶者がいない場合は月額 93 万ウォン、配偶者がいる場合は月額 148.8 万ウォンである。

<sup>脚注30</sup> 2014 年 7 月から 2015 年 3 月までは月額 20 万ウォン。2015 年度は月額 20.26 万ウォン。

<sup>脚注31</sup> 国民年金の受給額が一定水準 (2014 年 7 月から 2015 年 3 月まで月額 30 万ウォン) を下回る者へは基準年金額が基礎年金の額として支給される。2013 年の老齢年金受給者のうち年金月額が 30 万ウォン未満の者は 174 万人おり、老齢年金受給者の 61% を占める。 (「국민연금통계연보 2013」 220 ページ参照)



の種別<sup>脚注32</sup>と所得認定額<sup>脚注33</sup>とに応じて減額を行い、最終的な給付額を決定する。

表 11. 所得認定額の算出方法見直し

	基礎老齢年金	基礎年金 (2014年7月)
所得評価額	勤労所得－勤労所得控除 (48 万ウォン) + 事業所得 + 財産所得 + その他の所得	0.7 × (勤労所得－勤労所得控除 (48 万ウォン)) + 事業所得 + 財産所得 + その他の所得
無料賃借収入 (무료임차소득)		子供が所有する高価住宅に居住する高齢者に対して、賃借料収入に相当する収入があるとみなして、無料賃借収入とする。
所得の額として換算した財産の額	所得換算率 (年 5%) ÷ 12 × {(一般財産－基本財産額控除) + (金融資産－金融資産控除 (2,000 万ウォン))－負債}	所得換算率 (年 5%) ÷ 12 × {(一般財産－基本財産額控除) + (金融資産－金融資産控除 (2,000 万ウォン))－負債} + 高級車及び会員権の価格
高級車及び会員権の価格		一般財産として扱わない。所得換算率を乗ずることなく、そのままの価格を用いて計算する。

注 1. 「2014 년 기초노령연금 사업안내 (2014 年 基礎老齢年金事業案内)」 xi ページ及び 97 ページ並びに「2014 년 기초연금 사업안내 (2014 年 基礎年金事業案内)」 23 ページ、43-44 ページ、47 ページ、177 ページ、226 ページ、230 ページ及び 232-233 ページを参照して、独自に作表を行った。

注 2. 基本財産額控除として、最小限の住宅の維持に必要であると認められる金額を一般財産から控除する。基礎老齢年金及び基礎年金の各制度で大都市 10,800 万ウォン、中都市 6,800 万ウォン及び農漁村 5,800 万ウォンである。

#### 4. 将来推計人口

2011 年 12 月に統計庁 (통계청) <sup>脚注34</sup>により「장래인구추계: 2010 년~2060 년 (将来推計人口: 2010 年-2060 年)」<sup>脚注35</sup> (以下、公表年より「2011 年推計」という。) が公表された。2011 年推計では、2010 年値を起点とした 2060 年までの将来推計人口が示されている。

##### (1) 2011 年推計の推計方法及び前提

###### a. コーホート要因法

<sup>脚注32</sup> 夫婦減額 (부부 감액)。夫婦 2 人 (受給者 2 人) で受給する場合に 1 人当たり額が受給者 1 人の場合の 8 割相当の額になる仕組みである。

<sup>脚注33</sup> 所得逆転防止減額 (소득역전방지 감액)。世帯ごとの所得認定額に算定された基礎年金額 (夫婦 2 人で受給する世帯については、夫婦減額適用後の額) を合算した額が選定基準額を超える場合、減額されて給付額が決定される。

<sup>脚注34</sup> 英語表記 Statistics Korea

<sup>脚注35</sup> 英文による要約版は “Population Projections for Korea: 2010-2060”。以下のサイトから、各資料のダウンロードが可能である。

장래인구추계: 2010 년~2060 년

[http://kostat.go.kr/portal/korea/kor\\_nw/2/2/6/index.board?bmode=read&aSeq=252623](http://kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/2/2/6/index.board?bmode=read&aSeq=252623)

Population Projections for Korea: 2010-2060

<http://kostat.go.kr/portal/english/news/1/17/1/index.board?bmode=read&bSeq=&aSeq=273109&pageNo=1&rowNum=10&navCount=10&currPg=&sTarget=title&sTxt=>

2011年推計は、2010年国勢調査〈2010년 인구주택총조사〉結果を基礎としている。出生、死亡及び移民の統計を用い、コーホート要因法<sup>脚注36</sup>に基づき、2010年から2060年までの性別年齢別人口を推計している。

#### b. 基準人口

国勢調査の調査日（2010年11月1日）時点の人口を調整した後、月次統計を用いて、2010年7月1日現在の人口を作成し、これを推計の起点となる基準人口としている。

表 12. 国勢調査結果と基準人口

(単位：千人)

	総人口	男性	女性
国勢調査結果（2010年11月1日）	48,580	24,167	24,413
調整後の2010年11月1日現在人口	49,508	24,804	24,704
基準人口（2010年7月1日）	49,410	24,758	24,653

注. “Population Projections for Korea: 2010-2060” 6ページ掲載表を引用。

#### c. 合計特殊出生率の前提

合計特殊出生率〈합계출산율〉は、人口の年齢構成を推計するに当たり重要な要因であり、3つの前提が設定されている。前提値は下表参照。

表 13. 合計特殊出生率の前提

	2010年	2020年	2030年	2040年	2045年	…	2060年
中位	1.23	1.35	1.41	1.42	1.42	一定	1.42
高位	1.23	1.63	1.76	1.79	1.79		1.79
低位	1.23	1.01	1.00	1.01	1.01		1.01

注 1. 「장래인구추계: 2010년~2060년」 22ページ掲載表を参照して、独自に作表を行った。

注 2. 全ての前提にて、2045年に最終値に到達し、以後一定と仮定されている。

#### d. 死亡率の前提

ア) 死亡率〈사망률〉は、人口の年齢構成、特に高齢者の年齢構成を推計するに当たり重要な要因である。将来の死亡率を考慮して、3つの前提が設定されている。

イ) 確率論的モデルである Li and Lee モデル<sup>脚注37</sup>を用いて、将来の性別年齢別死亡率は推定されている。

・ 0歳児の死亡率が著しい減少傾向にあることを踏まえて、乳児死亡率が世界的に最低水準にある日本の減少傾向を適用し、2055年までの死亡率は推定されている。

<sup>脚注36</sup> コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法である。詳細は、以下のサイトを参照すること。

<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/hcon12.html>

<sup>脚注37</sup> 「장래인구추계: 2010년~2060년」 27ページには、以下が参考文献として挙げられている。

Li, N. and Lee, R. (2005) “Coherent Mortality Forecasts for a Group of Populations: An Extension of the Lee - Carter Method” Demography 42(3): 575-594

- ・高齢者の死亡率データは充実していないため、1970年から2010年までの75歳以上の者の死亡率は2パラメータ・ロジスティック・モデルを用いて推定されている。
- ・Li and Lee モデルを用いて、将来の1歳から100歳（前回推計では95歳）までの年齢別の死亡率と平均余命とが推定されている。

表 14. 平均寿命の推移

(単位：年)

年→		1970	1980	1990	2000	2010	2020	2030	2040	2050	2060
男性	中位					77.20	79.31	81.44	83.42	85.09	86.59
	高位	56.67	61.78	67.29	72.25	77.20	81.64	83.97	85.97	87.66	89.09
	低位					77.20	76.87	78.67	80.45	82.07	83.64
女性	中位					84.07	85.67	86.98	88.21	89.28	90.30
	高位	65.57	70.04	75.51	79.60	84.07	87.67	89.21	90.44	91.57	92.53
	低位					84.07	83.54	84.59	85.73	86.82	87.81

注 1. 「장래인구추계: 2010년~2060년」28ページ掲載表を参照して、独自に作表を行った。

注 2. 平均寿命は死亡率により定まる。死亡率の前提は、平均寿命として示される。

注 3. 2010年までは実績値である。

## e. 国際人口移動の前提

- ア) 国際人口移動(국제인구이동)は、国内や海外の環境及び政治状況により短期間の動向が変動しやすいため、長期推計が最も難しい要因である。
- イ) 低い出生率や高齢化に伴い人口の自然増加は減少している。一方、グローバルゼーションのため、以前よりは移民が人口規模や人口構成に与える影響は大きくなっている。
- ウ) 将来の国際人口移動を踏まえた3つの前提は、最近の人口動態を反映して設定されている。

表 15. 人口千人当たり純移民の人数

	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
中位	1.67	0.71	0.57	0.63	0.64	0.53
高位	1.67	1.82	1.61	1.67	1.64	1.50
低位	1.67	▲0.16	▲0.25	▲0.17	▲0.06	▲0.07

注 1. 「장래인구추계: 2010년~2060년」29ページ掲載表を引用。

注 2. 純移民の人数は、入国する移民の人数から出国する移民の人数を控除することで定義される。

注 3. 2010年は実績値である。

## f. 要因別前提の組み合わせ

- ア) 将来の不確実性を反映するために、人口変動(出生、死亡及び国際人口移動)の要因ごとに、c. から e.までに記したように中位、高位及び低位の3つの前提が設定されている。

イ) 要因別の3つの中位前提をまとめて、推計のための中位前提と位置付けられている。同様に3つの高位前提をまとめて推計のための高位前提、3つの低位前提をまとめて推計のための低位前提と位置付けられている。

表 16. 推計のための前提

		2010年	2060年		
			高位前提	中位前提	低位前提
合計特殊出生率		1.23	1.79	1.42	1.01
平均寿命	男性	77.20年	89.09年	86.59年	83.64年
	女性	84.07年	92.53年	90.30年	87.81年
人口千人当たり純移民の人数		1.67	1.50	0.53	▲0.07

原注. 母国を90日以上離れている者が、国際人口移動の該当者になる。

注. “Population Projections for Korea: 2010-2060” 7ページ掲載表を引用。

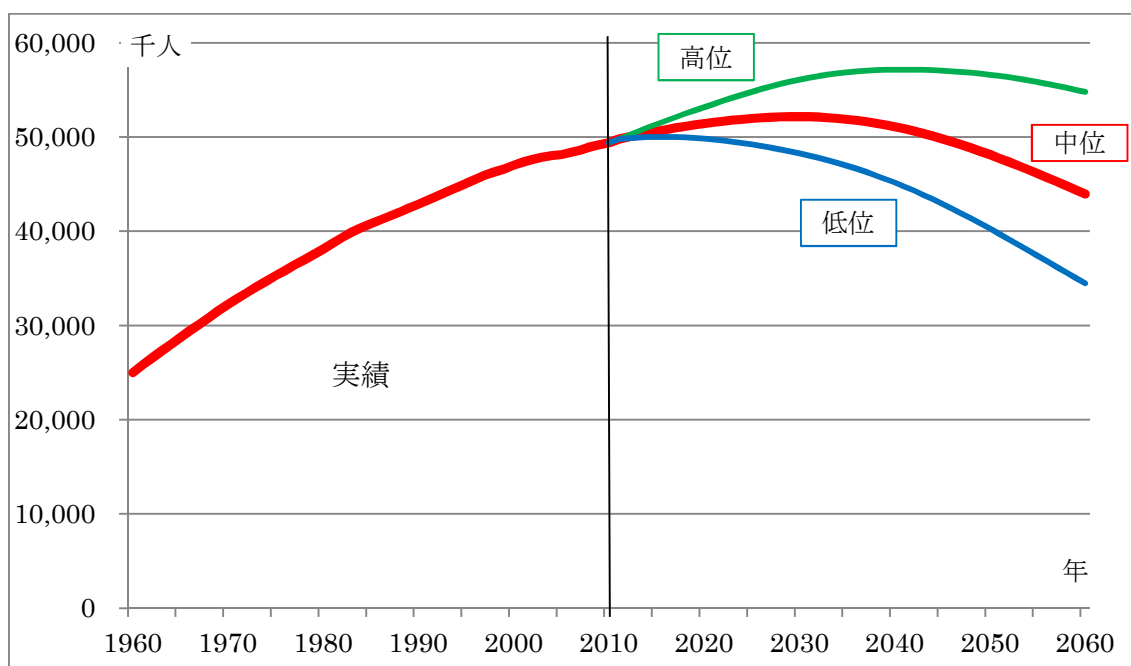
## (2) 2011年推計の結果

### a. 人口規模と増加率

中位前提の下では、総人口は2010年49,410千人から2030年52,160千人まで増加をつづけ、その後は減少に転じて2060年43,959千人に到る。その増加率は2010年0.46%から2020年0.28%となり、2031年以降は負値となる。2060年▲1.00%である。

高位前提の下では、2041年万57,151千人まで増加をつづけた後に減少へ転じ、2060年には54,783千人に到る。低位前提の下では、2016年50,016千人に達した後に減少へ転じ、2060年には34,469千人に到る。

図 8. 前提別総人口の推移



注. 以下のサイトから取得したデータを用いて、独自に描画を行った。

[http://kosis.kr/eng/statisticsList/statisticsList\\_01List.jsp?vwcd=MT\\_ETITLE&parentId=A#SubCont](http://kosis.kr/eng/statisticsList/statisticsList_01List.jsp?vwcd=MT_ETITLE&parentId=A#SubCont)

### b. 自然増加と国際人口移動

ア) 中位前提の下では、出生数は2010年470千人から減少し、2030年409千人、2060年285千人と推移する。2030年から2040年までの期間の出生数は急な減少となる。1970年以降では2005年の出生数が最も少ないが、2005年生まれの者の出産適齢期(25歳から35歳まで)が2030年から2040年までの期間に該当するためである。人口1000人当たり出生数は、2010年9.4人から2030年7.8人、2060年6.5人になる。

イ) 中位前提の下では、死亡数は2010年255千人から基本的には増加をつづけ、2030年453千人、2060年751千人と推移する。人口1000人当たり死亡数は、2010年5.1人から2030年8.7人、2060年17.1人になる。

ウ) 中位前提の下では、純移民の人数は2010年82千人から減少し、2020年36千人、2060年23千人と推移する。人口1000人当たり純移民の人数は、2010年1.7人から2020年0.7人、2060年0.5人になる。

表 17. 2010年から2060年までの人口増減(中位前提)

年	総人口(千人)		人口増減(千人)					人口1000人当たりに対する増減数の比率				
	①	対前年比	②= ③+⑥	自然増減		純移民 ⑥	②/①	自然増減		純移民 ⑥/①		
				出生数 ④	死亡数 ⑤			出生数 ④/①	死亡数 ⑤/①			
2010	49,410	0.46%	297	215	470	255	82	6.0	4.3	9.4	5.1	1.7
2015	50,617	0.38%	184	147	456	308	37	3.6	2.9	9.0	6.1	0.7
2020	51,435	0.28%	131	94	451	357	36	2.5	1.8	8.8	6.9	0.7
2025	51,972	0.16%	70	39	442	403	31	1.3	0.7	8.5	7.8	0.6
2030	52,160	0.01%	▲14	▲43	409	453	30	▲0.3	▲0.8	7.8	8.7	0.6
2035	51,888	▲0.19%	▲118	▲148	358	507	31	▲2.3	▲2.9	6.9	9.8	0.6
2040	51,091	▲0.39%	▲218	▲251	325	576	32	▲4.3	▲4.9	6.4	11.3	0.6
2045	49,810	▲0.58%	▲308	▲340	313	653	32	▲6.2	▲6.8	6.3	13.1	0.6
2050	48,121	▲0.76%	▲380	▲411	307	718	31	▲7.9	▲8.5	6.4	14.9	0.6
2055	46,125	▲0.89%	▲422	▲449	300	749	27	▲9.1	▲9.7	6.5	16.2	0.6
2060	43,959	▲1.00%	▲443	▲466	285	751	23	▲10.1	▲10.6	6.5	17.1	0.5

注. "Population Projections for Korea: 2010-2060" 2ページ掲載表を引用し、総人口の対前年比を独自に追記したものである。

### c. 年齢中位数と年齢階級別人口

ア) 中位前提の下では、年齢中位数<sup>脚注38</sup>(중위연령)は2010年37.9歳から増加し、2030年48.5歳、2060年57.9歳と推移する。

イ) 中位前提の下では、20歳以上65歳未満の人数は2010年32,515千人から2019年

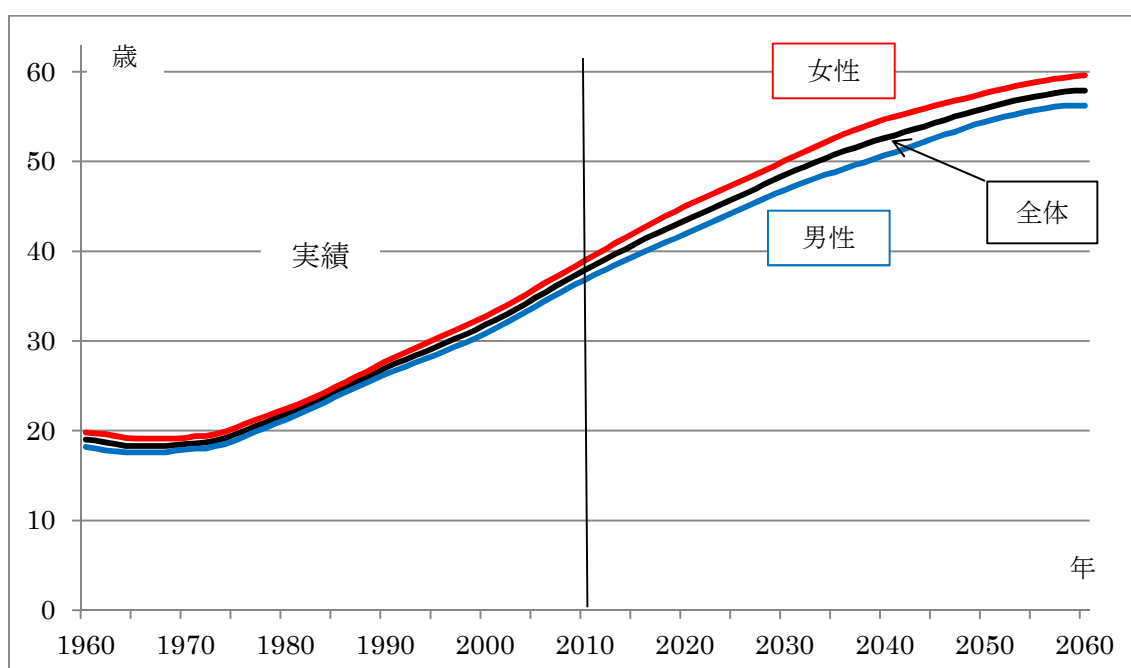
<sup>脚注38</sup> 年齢中位数とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢である。

34,174 千人まで増加し、その後は減少に転じて 2060 年 20,336 千人に到る。20 歳以上 65 歳未満の人数の構成割合は 2010 年 65.8%、2019 年 66.6%、2060 年 46.3%と推移する。

65 歳以上の人数は 2010 年 5,452 千人から 2049 年 17,996 千人(2010 年の 3.3 倍)まで増加する。その後は減少に転じて 2060 年 17,622 千人に到る。65 歳以上の人数の構成割合は 2010 年 11.0%、2049 年 37.1%、2060 年 40.1%と推移する。

㉔) 中位前提の下では、20 歳以上 65 歳未満の人数に対する 65 歳以上の人数の比率は 2010 年 16.8%から一貫して増加をつづけ、2060 年 86.7%に到る。

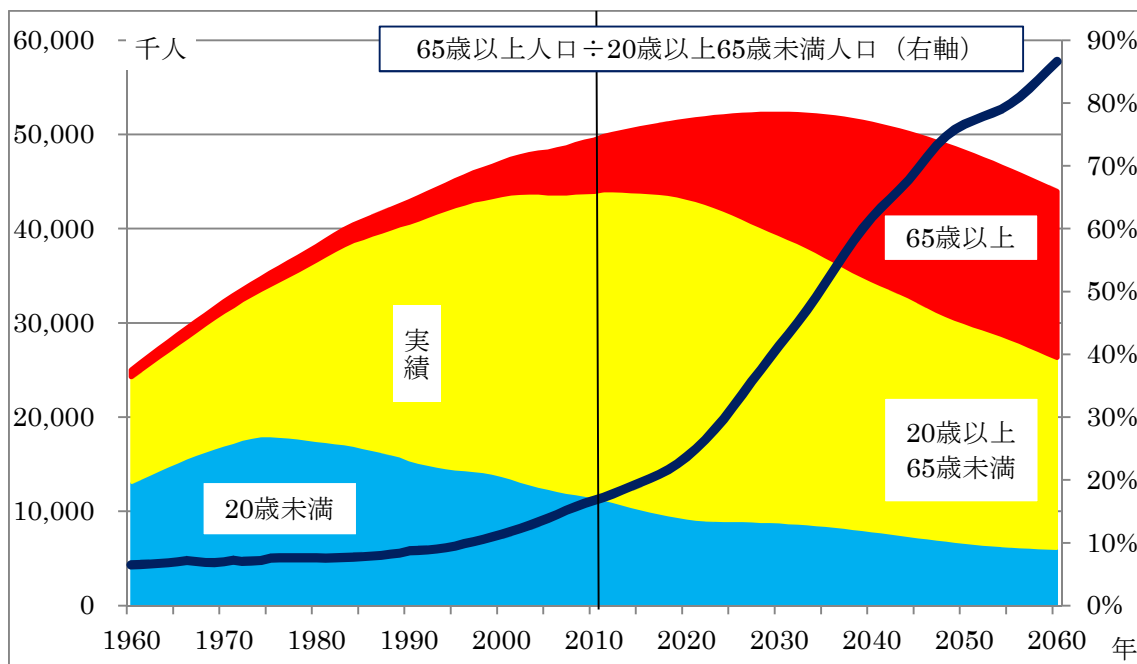
図 9. 年齢中位数 (中位前提)



注. 以下のサイトから取得したデータを用いて、独自に描画を行った。

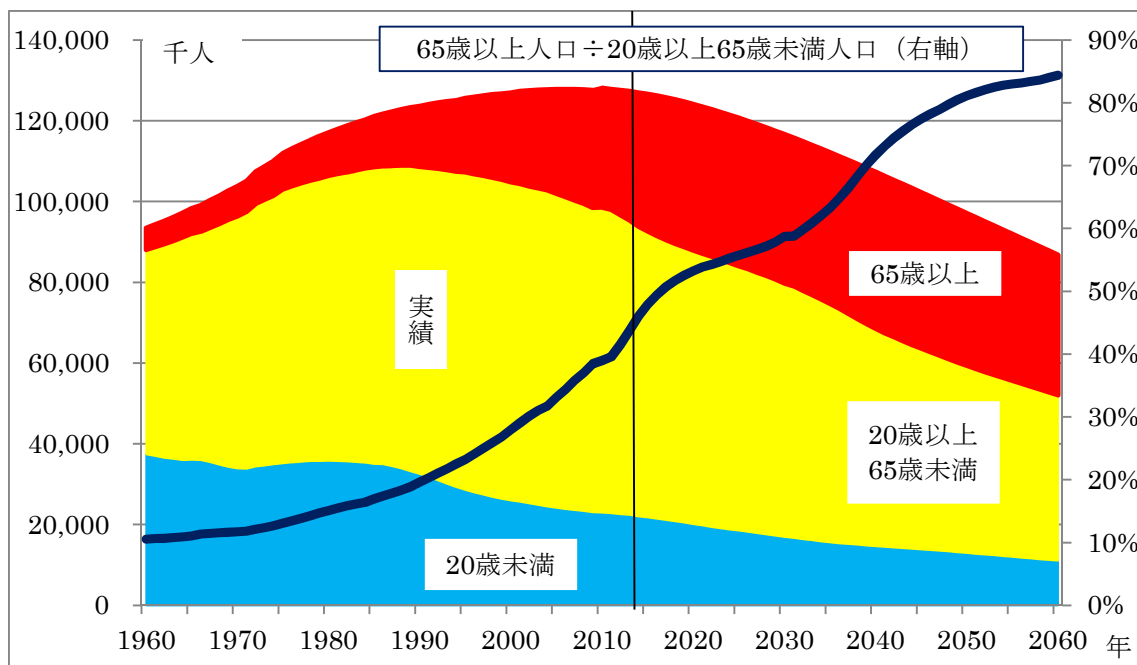
[http://kosis.kr/eng/statisticsList/statisticsList\\_01List.jsp?vwcd=MT\\_ETITLE&parentId=A#SubCont](http://kosis.kr/eng/statisticsList/statisticsList_01List.jsp?vwcd=MT_ETITLE&parentId=A#SubCont)

図 10. 年齢階級別人口の推移 (中位前提)



注. 以下のサイトから取得したデータを用いて、独自に描画を行った。  
[http://kosis.kr/eng/statisticsList/statisticsList\\_01List.jsp?vwcd=MT\\_ETITLE&parentId=A#SubCont](http://kosis.kr/eng/statisticsList/statisticsList_01List.jsp?vwcd=MT_ETITLE&parentId=A#SubCont)

図 11. 日本の年齢階級別人口の推移 (参考図)



注. 以下の資料を用いて、独自に描画を行った。  
 総務省統計局「国勢調査」及び「10月1日現在人口」  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000000090004&cycode=0>  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/OtherList.do?bid=000001007604&cycode=7>  
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計) 出生中位(死亡中位)推計」  
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/sh2401smm.html>

## 5. 2013年財政検証<sup>脚注39</sup>

### (1) 財政検証について

保健福祉部長官〈보건복지부장관〉は、5年ごとに国民年金の財政見通しを作成し、制度運営全体についての計画を策定する必要がある（国民年金法第4条第2項）。

2013年3月に公表された「제 3 차 국민연금 재정계산 장기재정전망 결과〈第3次国民年金財政検証 長期財政見通しの結果〉」が、直近の財政検証結果である。初回の財政検証は2003年に実施され、第2次財政検証は2008年に実施された。2013年財政検証に際しては、実施過程の透明性と信頼性を確保するために、学界及び政府機関の専門家からなる国民年金財政検証委員会〈국민연금재정추계위원회〉が設置された。財政検証期間は70年であり、2083年までの財政見通しが作成されている。

### (2) 財政検証のための重要な前提

#### a. 人口前提

統計庁が作成した推計人口が採用されている。但し、当該推計は2060年までしかないので、これより後の期間分の推計は国民年金財政検証委員会により作成された。

2060年より後は、不確実性により生じる推計に伴うばらつきを小さくするために、合計特殊出生率と国際人口移動とは2060年に到達した水準で推移すると仮定される。平均寿命は継続して伸長すると想定されるため、2083年<sup>脚注40</sup>には、男性と女性との平均寿命はそれぞれ88.1年、92.0年に到達すると仮定される。合計特殊出生率と平均寿命とは、第2次財政検証時よりもより高い水準で設定されている。

表 18. 合計特殊出生率

(単位：人)

	2010年	2020年	2030年	2045年以降
第3次財政検証	1.23	1.35	1.41	1.42
第2次財政検証	1.15	1.20	1.28	1.28

注. 「제 3 차 국민연금 재정계산 장기재정전망 결과」では、2040年以降に1.42で一定となっている。

<sup>脚注39</sup> 2013年財政検証報告書「제 3 차 국민연금 재정계산 장기재정전망 결과」が、2013年3月28日に公表されている。当該結果の英文による要約が“A Summary of the 2013 Actuarial Projection Result”である。以下のサイトから、各資料のダウンロードが可能である。

제 3 차 국민연금 재정계산 장기재정전망 결과

[http://www.mw.go.kr/front\\_new/al/sal0301vw.jsp?PAR\\_MENU\\_ID=04&MENU\\_ID=0403&page=12&CONT\\_SEQ=284048](http://www.mw.go.kr/front_new/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=12&CONT_SEQ=284048)

A Summary of the 2013 Actuarial Projection Result

[http://english.nps.or.kr/jsppage/english/research/research\\_01.jsp](http://english.nps.or.kr/jsppage/english/research/research_01.jsp)

本項は“A Summary of the 2013 Actuarial Projection Result”を翻訳し、独自に追加解説を行うことにより作成している。本項に関連する脚注の末尾に「(原注)」とあるものは、“A Summary of the 2013 Actuarial Projection Result”に脚注として記されている注釈である。

<sup>脚注40</sup> 2083年が見通しの最終年である。(原注)



表 19. 平均寿命

(単位：年)

		2010年	2020年	2030年	2050年	2060年	2083年
男性	第3次財政検証	77.2	79.3	81.4	85.1	86.6	88.1
	第2次財政検証	76.1	78.0	79.8	82.9	82.9	82.9
女性	第3次財政検証	84.1	85.7	87.0	89.3	90.3	92.0
	第2次財政検証	82.9	84.7	86.3	88.9	88.9	88.9

表 20. 海外からの純移民率

(単位：千人)

	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年以降
第3次財政検証	1.67	0.71	0.57	0.63	0.64	0.53

b. 経済前提<sup>脚注41</sup>

社会的支出の2060年までの長期財政見通し作成のために、2012年に企画財政部〈기획재정부〉<sup>脚注42</sup>により設置された長期財政予測評議会〈장기재정전망협의회〉が作成した経済見通しが採用されている。但し、当該見通しは2060年までしかないので、これより後の期間分の見通しは国民年金財政検証委員会により作成された。

経済前提は人口見通しを基礎として作成された。賃金上昇率、金利、運用利回り、物価上昇率等の主なマクロ経済の前提は、経済成長の見通しに沿って作成された。したがって、実質経済成長率がまず作成され、併せて、実質賃金上昇率と実質金利とが作成された。実質賃金上昇率及び実質金利並びに物価上昇率を踏まえて、名目賃金上昇率と名目金利とが作成された。

表 21. 経済前提

(単位：%)

	2011－ 2020年	2021－ 2030年	2031－ 2040年	2041－ 2050年	2051－ 2060年	2061－ 2070年	2071－ 2083年
実質経済成長率	3.8	2.9	1.9	1.4	1.1	0.7	0.9
実質賃金上昇率	2.7	3.1	2.4	2.1	2.0	2.0	2.0
実質金利	2.6	2.7	2.5	2.4	2.5	2.6	2.7
物価上昇率	3.2	2.8	2.2	2.0	2.0	2.0	2.0

労働力人口モデルが決定され、労働力人口比率が作成された。2030年より後の当該比率は、国際的な傾向と制度内の要因とを考慮した時系列法を用いて作成された。

運用利回りは、3年社債(AA-)利回りの1.1倍と仮定される。2006年から2011年まで

<sup>脚注41</sup> 長期財政予測評議会による合成見通しが完成する2013年末までに、特定の計数は少なくとも公表されるであろう。  
(原注)

<sup>脚注42</sup> 英語表記 Ministry of Strategy and Finance

に記録された運用利回りの実績値が社債利回りの凡そ 1.1 倍であった<sup>脚注43</sup>ことから、「1.1」が用いられている。

表 22. 運用利回りの前提

(単位：%)

	2011－ 2020 年	2021－ 2030 年	2031－ 2040 年	2041－ 2050 年	2051－ 2060 年	2061－ 2070 年	2071－ 2083 年
実質利回り	3.2	3.3	2.9	2.8	2.9	3.0	3.2
名目利回り	6.3	6.1	5.1	4.8	4.9	5.0	5.2

注. 期間ごとに、以下の関係式が概ね成立する。

名目利回り = 1.1 × (表 21 の実質金利 + 表 21 の物価上昇率)

名目利回り = 実質利回り - 表 21 の物価上昇率

## c. 制度に関する前提

制度に関する諸計数は第 2 次財政検証 (2008 年) の前提と最近の傾向とを考慮して作成された。

労働力人口に対する国民年金加入者の人数の比率である加入率は、2011 年 87.4%から 2015 年 90.0%まで徐々に増加し、2015 年より後は当該水準で推移すると仮定される。

表 23. 加入率

(単位：%)

	2008 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年以降
第 3 次財政検証		87.4	88.5	89.2	89.8	90.0
第 2 次財政検証	82.8					

国民年金加入者のうち自営業者<sup>脚注44</sup>の比率は 2011 年 44.1%から 2050 年 30.0%まで減少し、2050 年より後は当該水準で推移すると仮定される。

表 24. 国民年金加入者うち自営業者の比率

(単位：%)

	2007 年	2011 年	・・・	2050 年以降
第 3 次財政検証		44.1	推計値	30.0
第 2 次財政検証	49.8	推計値		35.0

自営業者の加入者のうち保険料免除<sup>脚注45</sup>が適用となる者の比率は、2011 年 56.5%から

<sup>脚注43</sup> 3 年社債 (AA-) 利回りの 2006 年から 2011 年までの平均値 5.56%と積立金の運用利回りの当該値 5.84%とを比較すると、1.1 倍 (=5.84 ÷ 5.56) になる。「6. 担当者後記」(2)に掲載している表 32 を参照すること。

<sup>脚注44</sup> 所定の場所で働き、職場単位で管理されている被保険者と自己管理下で働く自営業の被保険者との 2 つのタイプに、強制加入の国民年金被保険者は分類される。(原注)

<sup>脚注45</sup> 国民年金公団から許可を受け、無収入の者は保険料支払いを免除される。(原注)

2050年30.0%まで徐々に減少すると仮定される。

表 25. 自営業加入者のうち保険料免除適用者の比率

(単位：%)

	2007-2010年	2011年	・・・	2050年以降
第3次財政検証		56.5	推計値	30.0
第2次財政検証	56.3	推計値		30.0

自営業加入者に係る収納率は2011年66.6%から2050年80.0%へ増加し、2050年より後は当該水準で推移すると仮定される。

表 26. 自営業加入者に係る収納率

(単位：%)

	2007-2010年	2011-2015年	・・・	2050年以降
第3次財政検証		66.6	推計値	80.0
第2次財政検証	64.0	推計値		80.0

被用者保険適用者の収入は賃金上昇率に応じて増加すると仮定される。自営業加入者の収入は、被用者保険適用者の収入に対する自営業加入者の収入の比率に従って推移すると仮定される。自営業加入者の収入の比率は2011年53.4%から2050年70.0%まで増加し、2050年より後は当該水準で推移すると仮定される。

表 27. 被用者保険適用者の収入に対する自営業加入者の収入の比率

(単位：%)

	2007-2010年	2011年	・・・	2015-2019年	・・・	2050年以降
第3次財政検証		53.4	推計値	50.0	推計値	70.0
第2次財政検証	55.0	推計値				70.0

### (3) 財政検証結果

#### a. 財政状況 (表 28 参照)

今後の20～30年の間、収入は支出を上回る。しかし、支出は2031年には保険料収入を、2044年には総収入(保険料収入+運用収入)を上回り、赤字となる。

積立金は2043年に最大額(2,561兆ウォン)になり、その後は急減し、2060年に枯渇する。2008年財政検証と比較すると、収入額と支出額とは2008年見通し結果と異なるものの、積立金が最大になる年と枯渇する年とは2008年見通し結果とそれぞれ同じである。収入額の増加は支出額の増加により相殺され、相互の増加を打ち消している。

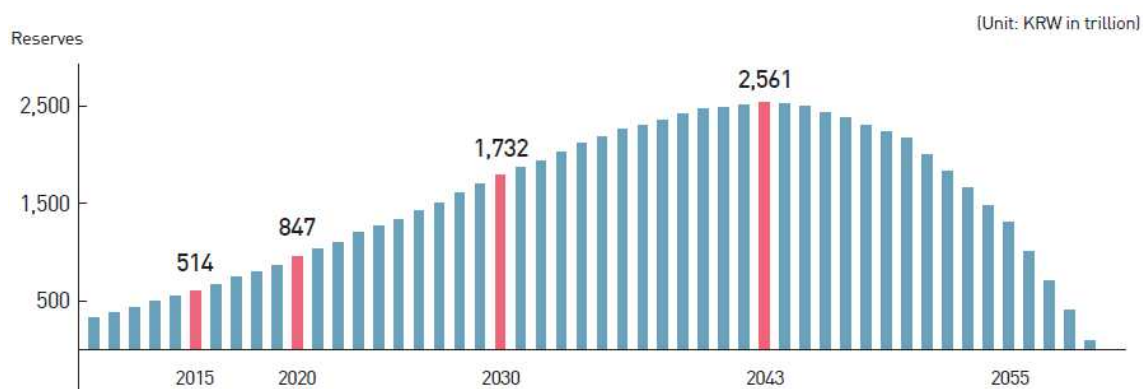
韓国経済全体の規模に対する積立金の規模と支出総額の規模とは、GDPに対する積立金の比率とGDPに対する支出総額の比率とをそれぞれ推定することにより評価される。積立金は、2013年GDPの31%から2035年GDPの凡そ50%へ増加し、その後減少、2050年GDPの30.5%、2060年に枯渇すると見込まれている。支出総額は、2013年GDPの1.1%から2083年GDPの7.9%へ徐々に増加すると見込まれている。

表 28. 財政状況

	年末積立金 (A) (10億 ウォン)	年末 積立金 /GDP (%)	収入			支出			収支差 (B)-(E) (10億 ウォン)	積立度合 前年(A) /(E) (%)
			収入総額 (B)=(C)+(D) (10億 ウォン)	保険料収入 (C) (10億 ウォン)	運用収入 (D) (10億 ウォン)	支出総額 (E) (10億 ウォン)	支出総 額/GDP (%)	給付費 (10億 ウォン)		
			2013年	417,727	31.1	52,217	32,135	20,082		
2020年	847,171	39.3	109,098	54,073	55,025	33,923	1.6	33,487	75,175	22.8
2030年	1,732,381	47.8	186,913	95,041	91,872	89,953	2.5	89,176	96,960	18.2
2040年	2,494,489	47.4	258,427	141,595	116,832	213,773	4.1	212,563	44,654	11.5
2043年	2,561,489	44.2	277,586	156,765	120,822	267,328	4.6	265,963	10,258	9.5
2044年	2,558,741	42.7	283,749	162,747	121,003	286,498	4.8	285,076	▲ 2,748	8.9
2045年	2,541,358	41.1	289,420	168,889	120,531	306,804	5.0	305,324	▲ 17,383	8.3
2050年	2,200,519	30.5	309,781	203,282	106,498	414,088	5.7	412,288	▲104,308	5.6
2060年	▲280,716		263,375	263,375	0	657,820	6.9	655,155	▲394,445	0.2
2070年	—		358,101	358,101	0	948,255	7.7	944,311	▲590,154	—
2080年	—		477,892	477,892	0	1,263,650	7.8	1,257,811	▲785,757	—
2083年	—		518,944	518,944	0	1,388,539	7.9	1,381,971	▲869,595	—

注. 表頭の (A) から (E) までの記号は、独自の追記である。

図 12. 積立金の将来見通し



注. 国民年金公団 “Annual Report 2013 Fund Management of National Pension”34 ページ掲載図を用いている。

#### b. 賦課方式の場合の保険料率

賦課方式の場合の保険料率は、保険料賦課対象収入総額に対する給付費の比率である。賦課方式の場合の保険料率は2013年3.7%から徐々に増加し、将来には23%の水準に到る。現在の当該率は9%<sup>脚注46</sup>を下回るため積立金は増加するものの、現行の保険料率9%を維持するのであれば、状況は反転する。

表 29. 賦課方式の場合の保険料率

	保険料賦課 対象収入 総額 (A)	給付費 (B)	賦課方式の 場合の保険 料率 (B)/(A)	GDP (C)	GDP に対す る保険料賦 課対象収入 総額の比率 (A)/(C)
	(10億 ウォン)	(10億 ウォン)	(%)	(10億 ウォン)	(%)
2013年	380,460	14,032	3.7	1,344,421	28.3
2015年	442,113	17,849	4.0	1,531,088	28.9
2020年	637,961	33,487	5.2	2,155,210	29.6
2030年	1,118,105	89,176	8.0	3,624,205	30.9
2040年	1,658,895	212,563	12.8	5,257,143	31.6
2050年	2,368,033	412,288	17.4	7,215,394	32.8
2060年	3,067,613	655,155	21.4	9,583,907	32.0
2070年	4,171,889	944,311	22.6	12,326,434	33.8
2080年	5,568,678	1,257,811	22.6	16,135,257	34.5
2083年	6,046,878	1,381,971	22.9	17,512,741	34.5

脚注46 9%は現行の国民年金保険料率である。(原注)

## (4) 感度分析

感度分析とは、異なる前提値が見通し結果へ与える影響を分析することである。この分析は、確率論的解釈ができない決定論的推計モデルを補うために用いられている。

異なる人口前提と経済前提とを用いて、10通りの前提が設定される。表30では、上段に長期財政予測評議会により作成された4通りの前提による結果を、下段に国民年金財政検証委員会により作成された6通りの前提による結果を示す。(1行目に示す基本前提は、10通りの前提には含まれない。)

異なる人口規模を仮定して、3つの水準(低位、中位、高位)の人口前提が設定される。異なる生産性を仮定して、3つの水準(中立、悲観的、楽観的)の経済前提が設定される。経済前提が異なる点で、下段6通りの前提と上段4通りの前提とは異なる。(人口前提は同じ。)下段6通りの前提のうち、代替前提では上方3通りの前提よりも高い出生率を用いている。

全ての前提において、2058年から2062年にかけて積立金は枯渇する結果になっている。積立金枯渇の年は、基本前提による結果から2年しか変わらない。すなわち、前提によって大きく変化することはない。3通りの代替的な前提による結果では、積立金枯渇年は2060年又は2061年であり、より高い出生率を用いているため、賦課方式の場合の保険料率は対応する他の前提よりも概ね低くなる。

表 30. 感度分析の結果

	左：人口前提 右：経済前提 ↓	現行制度維持		賦課方式の場合の保険料率(年間)			
		収支差 マイナス	積立金 枯渇	2050年	2070年	2083年	
基本前提	中位 中立	2044年	2060年	17.4%	22.6%	22.9%	
前提 の 組 合 せ	長期 財政 予測 評議会	低位 中立	2043年	2058年	18.4%	28.8%	31.5%
		中位 楽観的	2043年	2059年	18.3%	23.9%	24.2%
		中位 悲観的	2046年	2061年	16.6%	21.4%	21.5%
		高位 中立	2046年	2062年	16.3%	19.1%	18.6%
	国民 年金 財政 検証 委員会	低位 中立	2043年	2058年	18.5%	29.0%	31.7%
		中位 中立	2044年	2060年	17.5%	22.8%	23.0%
		高位 中立	2046年	2062年	16.3%	19.2%	18.7%
		代替1	2045年	2061年	16.6%	19.5%	18.5%
		代替2	2045年	2061年	16.5%	17.3%	15.0%
		代替3	2044年	2060年	17.2%	19.5%	16.8%

注1. 「제3차 국민연금 재정계산 장기재정전망 결과」11ページ記述より、

代替1 2020年までに合計特殊出生率は1.7に達し、到達後は同水準で推移

代替2 2020年までに合計特殊出生率は1.7に、2035年までに2.1に達する。到達後は同水準で推移

するという前提であることは把握できるが、これ以外の各前提の詳細については不明。

注2. 上記で「代替3」と記した部分は“A Summary of the 2013 Actuarial Projection Result”8ページ掲載の<Table 13>では“Alternative1”となっている。(“Alternative1”が2つある。)独自に「代替3」とした。

## (5) 財政検証結果

## a. 財政検証の方法及び基準

- ア) 財政検証により、現行の保険料率で長期間の年金支払い能力が十分かどうかを再検証する。現行の保険料率では不十分な場合、財政の安定性確保のために必要な財政的政策が検討され、財政安定のために必要となる保険料率が計算される。
- イ) 財政検証により、現行の年金制度下では今後の 70 年間の支払い能力確保が難しいことが示された。また、賦課方式の場合の保険料率は徐々に増加し、2083 年には 23% の水準に到る。これは現行の保険料率 9% よりも高い水準である。
- ウ) 検証期間、検証期間中の積立水準の目標及び積立水準の目標を実現するために必要となる保険料率の水準の 3 つの要因により、財政検証は定まる。
  - ・最初に、財政見通し作成のための検証期間 70 年間で設定される。
  - ・次に、検証期間中の積立水準の目標は、積立度合を基準にして設定される。
  - ・三番目に、積立水準の目標を実現するために必要となる保険料率の水準が計算される。
- エ) 検証期間中の積立水準の目標として、積立度合に関して様々な基準が設定される。
  - ・現在、国民年金制度の財政運営での財政の安定性に関する明確な目標はない。
  - ・したがって、様々な基準が設定され、各目標を実現するために必要となる保険料率が計算される。
  - ・財政安定性を再検証し、財政方針を決定するために必要なことが、計算された保険料率によりわかる。
- オ) 積立水準の目標については 4 つの基準があり、以下の通りである。<sup>脚注47</sup>
  - ・2083 年の積立度合が 2 (支出総額の 2 倍)
  - ・2083 年の積立度合が 5 (支出総額の 5 倍)
  - ・収支差が負値にならないこと
  - ・積立度合の安定性を維持すること
- b. 財政目標を実現するために必要となる保険料率
- ア) 積立水準の目標について 4 つの基準を適用して、財政目標を実現するために必要となる保険料率が計算される。
  - ・2015 年から 2083 年までの期間、保険料率は一定と仮定される。
  - ・最後の基準 (積立度合の安定性を維持) では、積立度合は 2050 年以降に安定した水準を維持すると仮定される。
- イ) 保険料率の計算結果 (表 31)
- 2083 年の積立度合が 2 であるために必要となる保険料率は 12.91% であり、積立度合の安定性を維持するために必要となる保険料率は 15.85% である。

脚注47 「제 3 차 국민연금 재정계산 장기재정전망 결과」には、目標ごとに海外事例が記されている。  
 積立度合 2 米国 OASDI、日本の厚生年金  
 収支差が負値にならない 1994 年の日本の厚生年金  
 積立度合の安定性を維持 カナダ CPP

表 31. 財政目標を実現するために必要となる保険料率

	財政目標			
	2083年の 積立度合 2	2083年の 積立度合 5	収支差が負値 にならない	積立度合の 安定性維持
必要となる保険料率	12.91%	13.48%	14.11%	15.85%

## 6. 担当者後記

(1) 本稿は大韓民国の国民年金の第3次財政検証の説明を目的として、厚生労働省年金局数理課国際年金財政分析官が作成した。作成のためには、(2)に示す大韓民国政府機関が作成した資料を利用している。本稿の文責は年金局数理課が負う。

(2) 3年社債 (AA-) 利回りと積立金の運用利回りとを比較した結果は、以下の通りである。

表 32. 社債利回りと積立金の運用利回りととの比較

	3年社債 (AA-) ①	積立金②	②÷①
2006年	5.17%	5.77%	1.12
2007年	5.70%	6.79%	1.19
2008年	7.02%	-0.18%	-0.03
2009年	5.81%	10.39%	1.79
2010年	4.66%	10.37%	2.23
2011年	4.41%	2.31%	0.52
2006年から2011年までの幾何平均	5.46%	5.84%	1.07

注1. 「제3차 국민연금 재정계산 장기재정전망 결과」38ページ掲載表を参照し、独自に編集の上、作表を行った。

注2. 3年社債 (AA-) 利回りは、韓国銀行「경제통계연보 2014〈経済統計年報〉」52ページ掲載値の引用である。

注3. 積立金の運用利回りは、国民年金公団“2013 National Pension Statistics FACTS BOOK”31ページ掲載値の引用である。

(3) 参考文献入手元の大韓民国政府機関

保健福祉部〈보건복지부〉

[http://www.mw.go.kr/front\\_new/index.jsp](http://www.mw.go.kr/front_new/index.jsp)

[http://english.mw.go.kr/front\\_eng/index.jsp](http://english.mw.go.kr/front_eng/index.jsp) (英文版)

韓国保健福祉情報開発院〈한국보건복지정보개발원〉

<http://www.bokjiro.go.kr/nwel/bokjiroMain.do>

国民年金公団〈국민연금공단〉

<http://www.nps.or.kr/jsppage/main.jsp>

<http://english.nps.or.kr/jsppage/english/main.jsp> (英文版)



統計庁 〈통계청〉

<http://kostat.go.kr/portal/korea/index.action>

<http://kostat.go.kr/portal/english/index.action> (英文版)

磁気原稿の統計データがダウンロード可能なページ

<http://kosis.kr/>

<http://kosis.kr/eng/> (英文版)

企画財政部 〈기획재정부〉

<http://www.mosf.go.kr/main/main.jsp>

<http://english.mosf.go.kr/> (英文版)

韓国銀行 経済統計システム 〈한국은행 경제통계시스템〉

<http://ecos.bok.or.kr/>

[http://ecos.bok.or.kr/EIndex\\_en.jsp](http://ecos.bok.or.kr/EIndex_en.jsp) (英文版)

- (4) 本稿に示す URL は、平成 27 (2015) 年 2 月 27 日現在、アクセス可能なことを確認している。